

金融庁
財務省
経済産業省
告示第六号

株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十三条第一項等の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式會社商工組合中央金庫がその經營の健全性を判断するための基準（平成二十年財務省告示第二号）等の特例を次のように定める。

平成二十年十二月十二日

金融庁長官 佐藤 隆文

財務大臣 中川 昭一

経済産業大臣 二階 俊博

（株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその經營の健全性を判断するための基準の特例）

第一条 平成二十四年三月三十一日までの間、株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項に規定する基準は、株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその經營の健全性を判断するための基準（次項において「商工組合中央金庫告示」という。）を次項により読

るのは「及び株式会社・ウエイブ・エー・エー・エー」とする。

（株式会社商工組合中央金庫法の施行に關し定める件の特例）

第二条 平成二十四年三月三十一日までの間、株式会社商工組合中央金庫法の施行に關し定める件（平成二

金融
融 庁

十年財務省告示第一号）第三条第一項中「第十七条」とあるのは「第十七条（株式会社商工組合中央
経済産業省

金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するため

金融
融 庁

の基準等の特例（平成二十年財務省告示第六号。以下この項及び第五条第一項において「特例告示」
経済産業省

という。）第一条第一項に規定する新基準を採用する場合は、特例告示第一条第二項により読み替えられ

た自己資本比率告示第十七条とする。）と、第五条第一項中「第五条」とあるのは「第五条（特例告示

第一条第一項に規定する新基準を採用する場合は、特例告示第一条第二項により読み替えられた自己資本

比率告示第五条とする。）とする。

（経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号二、第

八十四条第三号八及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務

大臣及び金融庁長官が別に定める事項の特例）

第三条 平成二十四年三月三十一日までの間、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫
法施行規則第八十三条第一項第五号二、第八十四条第三号八及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の
充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項（平成二十年財務省
告示第三号）第一条中「による。」とあるのを、「による。ただし、株式会社商工組合中央金庫が株式
社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性
を判断するための基準等の特例（平成二十年財務省告示第六号）第一条第一項に規定する新基準
を採用する場合は、同条第二項により読み替えられた自己資本比率告示において使用する用語の例による
。」とする。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失う。